

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年3月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月度の受付台数は16,655台で前年同月比91.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 定期検査報告書、(第一面)【4. 報告対象昇降機】の【二. 改善予定の有無】及び
(第二面)【6. 検査の状況】の【ハ. 改善予定の有無】の記入方法について**

指摘項目が複数に亘る場合は、特定行政庁の要望により指摘項目が重い内容を基準とした記入方法としています。（判定：要是正 > 既存不適格 > 要重点点検 > 指摘なし）

指摘項目が複数の場合は、下記を参考に記入していただきますようお願いいたします。

①要是正が複数で、改善予定の有と無が両方ある場合

⇒改善予定は「無」へ 点を記入

②要是正が複数で、要是正報告時改善と改善予定が両方ある場合（又は改善予定がない場合）

⇒改善予定日を記入（又は改善予定は「無」へ 点を記入）

但し、報告時改善日は記入しない

③要是正と要重点点検の改善予定日が異なる場合

⇒要是正の改善予定日を記入

④要是正の改善予定日はあるが、要重点点検の改善予定日がない場合

（又は要是正が報告時改善で要重点点検の改善予定日がない場合）

⇒要是正の改善予定日を記入（又は報告時改善日を記入）

⑤要是正の改善予定日はないが、要重点点検の改善予定日が複数ある場合

⇒改善予定は「無」へ 点を記入

令和2年10月月報で「指摘の概要欄等へ検査項目毎に改善予定又は改善予定「なし」を記載していただいてもかまいません」と連絡させていただき、その後運用を継続しておりましたが、令和5年4月から要是正の概要書を協議会で作成しているため、報告書と概要書の表現が異なる場合があります。

誠に勝手ではございますが、令和6年4月の受付分より【改善予定の有無】の記入については、上記記入方法に統一させていただきたく、ご協力をお願いいたします。

2. エスカレーターの告示改正に伴う、判定内容の記載間違いについて

先月の月報で、エスカレーター周辺部の安全対策や安全装置に関する判定内容についてお知らせしましたが、下表の記載内容に一部間違いがございましたので連絡いたします。

【訂正箇所】

下記5(2)の、**二重線部**を抹消。※建物壁は削除されました。

【改正内容】令和6年4月1日施行

番号	検査項目	判定内容
4(7)	安全装置	・ハンドレール停止検出装置を追加 ハンドレール停止検出装置の作動の状況 (ハンドレール停止を検出し、エスカレーターの運転を自動的に停止)
5(2)	安全対策	・ハンドレールと転落防止柵とのすき間 (すき間は160~200mm)
5(2)	同上	・ハンドレールと誘導柵とのすき間 (すき間は160mm以上)
5(2)	同上	・ 外側板及び建物壁 と進入防止用仕切板とのすき間 (すき間は110mm以下) ・ハンドレールから仕切板までの距離 (ハンドレール下面から仕切板までの距離は25mm以上)
5(4)	同上	・踏段上直部の障害物の状況 (踏段から鉛直距離2100mm以内)
5(5)	同上	・交差部可動警告板の取付け (端が厚さ3mm以上の角がないもの、ハンドレールを乗り越えない構造、前縁は直径50mm以上の円筒形) ハンドレール外縁から500mm以下の範囲に設置されている場合が対象
5(7)	同上	・登り防止用仕切板の設置の状況 (ハンドレール下面から仕切板までの距離25mm以上)

※5(2)・5(5)・5(7)は、当該設備を設ける場合に適用されます。

3. エスカレーターの告示改正に伴う、検査結果表の変更について

新法対応により、エスカレーター検査結果表の検査結果判定欄が変更になりましたので連絡いたします。(下記参照)

また、協議会HPのエスカレーター検査表を更新しましたので、ダウンロードのうえご活用をお願いします。

【変更前】

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点検	要是正	既存不適合	
(6)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	適・否			-
		可動部の状況	適・否			
		設定の状況	適・否			
(7)	ハンドレール停止検出装置		-		-	
5	安全対策					
(1)	交差部固定保護板		-			
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		-		-	
(3)	落下物防止網		-		-	
(4)	踏段上直部の障害物		-		-	
(5)	交差部可動警告板		-		-	
(6)	踏段面注意標識		-		-	
(7)	登り防止用仕切板		-		-	
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		-		-	

【変更後】新法適用

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不 適格	
(6)	駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況	適・否	変更箇所	-		
		可動部の状況	適・否				
		設定の状況	適・否				
(7)	ハンドレール停止検出装置			-			
5	安全対策						
(1)	交差部固定保護板			-			
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵			-			
(3)	落下物防止網			-		-	
(4)	踏段上直部の障害物			-			
(5)	交差部可動警告板			-			
(6)	踏段面注意標識			-		-	
(7)	登り防止用仕切板			-			
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置			-		-	

以上